

平成29年3月1日提出

平成29年3月市議会定例会議案

白 河 市

議案第2号

白河市部設置条例の一部を改正する条例

白河市部設置条例（平成17年白河市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条の表に次のように加える。

水道部

第2条の表市長公室の項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 文化振興に関すること。

第2条の表建設部の項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同項の次に次のように加える。

水道部

下水道に関すること。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

平成29年3月1日提出

白河市長 鈴木和夫

白河市消費生活センター条例

(設置)

第 1 条 消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 10 条第 2 項の規定に基づき、市民の消費生活の安定及び向上に寄与するため、消費生活センターを設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 消費生活センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
白河市消費生活センター	白河市八幡小路 7 番地 1

(業務)

第 3 条 白河市消費生活センター（以下「消費生活センター」という。）は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 法第 8 条第 2 項各号に掲げる事務に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、消費生活センター設置の目的を達成するために必要な業務に関すること。

(消費生活相談を行う日及び時間)

第 4 条 消費生活相談（法第 8 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる事務をいう。以下同じ。）を行う日は、白河市の休日を定める条例（平成 17 年白河市条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日以外の日とする。

- 2 消費生活相談を行う時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。
- 3 市長は、必要があると認めるときは、消費生活相談を行う日又は時間を臨時に変更することができる。

(消費生活センター長及び職員)

第 5 条 消費生活センターには、消費生活センターの事務を掌理する消費生活センター長及び消費生活センターの事務を行うために必要な職員を置く。

(消費生活相談員)

第 6 条 消費生活センターには、法第 10 条の 3 第 1 項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成 26 年法律第 71 号）附則第 3 条の規定により合格した者とみなされた者を含む。以下同じ。）又はこれと同等以上の専門的な知識及び技術を有すると市長が認める者を消費生活相談員（以下「相談員」という。）として置く。

- 2 相談員の身分は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 3 項第 3 号に規定する特別職の非常勤の職員とする。

(報酬の額)

第 7 条 相談員の報酬は月額とし、次の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 法第 10 条の 3 第 1 項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した相談員 1

5万600円

(2) 前号に規定する者以外の相談員 12万4,000円

2 相談員が勤務をしない場合は、その勤務しない全時間について勤務1時間当たりの報酬の額を減額して支給する。ただし、勤務しないことにつき消費生活センター長の承認があったときは、この限りでない。

3 前項に規定する勤務1時間当たりの報酬の額は、第1項各号に規定する額に12を乗じ、その額を1週間の勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(報酬の支給方法)

第8条 相談員の報酬の支給方法は、白河市職員の給与に関する条例(平成17年白河市条例第45号)の適用を受ける職員の例による。

2 前項の規定にかかわらず、相談員が月の途中で就任した場合は就任の日から日割計算により支給し、月の途中で死亡し、又は退任した場合は死亡又は退任の日まで日割計算により支給する。

(費用弁償)

第9条 相談員が公務のため旅行したときの費用弁償の額及び支給方法は、白河市職員等の旅費に関する条例(平成17年白河市条例第48号)の適用を受ける職員の例による。

(公務災害補償)

第10条 市は、相談員が職務による災害又は通勤による災害を受けた場合は、市町村議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和54年福島県市町村総合事務組合条例第16号)の定めるところにより補償を行う。

(消費生活相談員の人材及び処遇の確保)

第11条 消費生活センターは、相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講じるものとする。

(消費生活相談等の事務に従事する職員に対する研修)

第12条 消費生活センターは、当該消費生活センターにおいて法第8条第2項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

(消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の安全管理)

第13条 消費生活センターは、法第8条第2項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講じるものとする。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

平成29年3月1日提出

白河市長 鈴木和夫

白河市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定に基づき、教育に関する事務のうち文化に関すること（文化財の保護に関するものを除く。）は、市長が管理し、及び執行するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
（白河市白河文化交流館条例の一部改正）
- 2 白河市白河文化交流館条例（平成26年白河市条例第72号）の一部を次のように改正する。
第4条中「白河市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。
第5条第2項、第6条第2項、第7条及び第8条第4号中「教育委員会」を「市長」に改める。
第9条第1項、第13条ただし書及び第17条第1項第4号中「教育委員会規則」を「規則」に改める。
第18条及び第19条中「教育委員会」を「市長」に改める。
第20条及び別表の4の表附属設備等の項中「教育委員会規則」を「規則」に改める。
（白河市東文化センター条例の一部改正）
- 3 白河市東文化センター条例（平成17年白河市条例第171号）の一部を次のように改正する。
第4条ただし書中「白河市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。
第5条ただし書中「教育委員会」を「市長」に改める。
第6条第1項中「教育委員会規則」を「規則」に、「教育委員会」を「市長」に改め、同条第2項及び第3項中「教育委員会」を「市長」に改める。
第9条ただし書中「教育委員会規則」を「規則」に改める。
第11条ただし書中「教育委員会」を「市長」に改める。
第13条第1項中「教育委員会」を「市長」に改め、同項第2号中「教育委員会規則」を「規則」に改める。
第14条から第18条までの規定中「教育委員会」を「市長」に改める。
第20条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。
（白河市白河文化交流館条例及び白河市東文化センター条例の一部改正に伴う経過措置）
- 4 前2項の規定による改正前の白河市白河文化交流館条例又は白河市東文化センター条例の規定により、教育委員会が行った処分その他の行為で現に効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に教育委員会に対してなされた申請その他の行為で施行日以後において処理されるものは、それぞれ前2項の規定による改正

後の白河市白河文化交流館条例又は白河市東文化センター条例の相当規定により、市長が行った処分その他の行為又は市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

平成29年3月1日提出

白河市長 鈴木和夫

白河市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び白河市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(白河市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 白河市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年白河市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第8条の2中「平成17年白河市条例第45号」の次に「。以下「給与条例」という。」を加える。

第8条の3第1項中「子のある」を「子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。）のある」に改め、同条第2項中「職員が」の次に「、規則で定めるところにより、」を加え、同条第4項を次のように改める。

4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

第11条中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

第15条第1項中「職員が」の次に「要介護者（）」を、「支障があるもの」の次に「をいう。以下同じ。）」を、「ため、」の次に「任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において」を加え、同条第2項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間」を「指定期間」に改め、同条第3項中「白河市職員の給与に関する条例」を「給与条例」に、「勤務時間」を「勤務」に改める。

第15条の次に次の1条を加える。

（介護時間）

第15条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間については、給与条例第14条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

第16条（見出しを含む。）中「及び介護休暇」を「介護休暇及び介護時間」に改める。

（白河市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第2条 白河市職員の育児休業等に関する条例（平成17年白河市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第8条、第10条第1項及び第2項、第12条において準用する第5条第2項、第14条、第15条、第17条、第18条第3項、第19条第1項並びに同条第3項において準用する第5条第2項の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため」を「の規定に基づき」に改める。

第2条第4号ア（イ）を次のように改める。

（イ） その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（第2条の3第3号において「1歳6か月到達日」という。）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

第2条第4号イ中「次条第3号」を「第2条の3第3号」に、「子の1歳到達日（）」を「子が1歳に達する日（以下この号及び同条において「1歳到達日」という。）（）」に改める。

第2条の3を第2条の4とする。

第2条の2第3号中「当該子が1歳6か月に達する日」を「当該子の1歳6か月到達日」に改め、同条を第2条の3とする。

第2条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。第3条第1号を次のように改める。

(1) 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第3条中第7号を第8号とし、同条第6号中「第2条の2第3号」を「第2条の3第3号」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

第8条第1号を次のように改める。

(1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第8条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児短時間勤務をしている職員が、第11条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第9条中「平成17年白河市条例第31号」の次に「。以下「勤務時間条例」という。」を加える。

第19条第1項中「白河市職員の勤務時間、休暇等に関する条例」を「勤務時間条例」に改め、同条第2項中「を承認されている」を「又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない」に改め、「当該育児時間」の次に「又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間」を加え、同条第3項中「を承認されている場合」を「又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関す

る法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合」に、「を承認されている時間」を「又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正前の白河市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第16条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において当該介護休暇の初日（以下単に「初日」という。）から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る第1条の規定による改正後の白河市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条第1項に規定する指定期間について、任命権者は、規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

平成29年3月1日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第6号

白河市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 白河市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年白河市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項に次のただし書を加える。

ただし、農業委員会会長、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員（以下「農業委員会会長等」という。）の報酬のうち、加算額については、その年度の3月31日に支給する。

第4条第3項に次のただし書を加える。

ただし、農業委員会会長等の報酬のうち、加算額については、市長が別に定めるところにより支給する。

別表中

農業委員会会長	年額 444,000円
農業委員会委員	年額 310,000円
農地利用最適化推進委員	年額 280,000円

を

農業委員会会長	年額 444,000円 加算額 84,000円以内で市長が別に定める額を加算する。	に改
農業委員会委員	年額 310,000円 加算額 84,000円以内で市長が別に定める額を加算する。	
農地利用最適化推進委員	年額 280,000円 加算額 84,000円以内で市長が別に定める額を加算する。	

める。

第2条 白河市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次

のように改正する。

別表中

健康管理医	日額 6,500円
-------	-----------

を

健康管理医	年額 210,000円
-------	-------------

に改

める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例中第1条及び次項の規定は公布の日から、第2条の規定は平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の白河市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、平成28年度分の報酬から適用する。

平成29年3月1日提出

白河市長 鈴木和夫

白河市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

白河市職員の給与に関する条例（平成17年白河市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第10条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

第11条第1項中「いずれかに該当する」を「いずれかに掲げる」に改め、「(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)」を削り、同項第2号中「前条第2項第2号又は第4号に該当する」を「扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に掲げる」に改め、同項第3号及び第4号を削り、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合

(3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にあ

る子でなかった者が特定期間にある子となった場合
第12条第2項第2号中「4万6,500円」を「4万3,400円」に改める。

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
(扶養手当に関する特例)
- 2 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、改正後の給与条例第10条第3項及び第11条の規定の適用については、同項中「前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に掲げる扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に掲げる扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。)については10,000円、同項第2号に掲げる扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき8,000円(職員に配偶者がない場合にあっては、そのうち1人については10,000円)、同項第3号から第6号までに掲げる扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。)については1人につき6,500円(職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円)」と、同条第1項中「その旨」とあるのは「その旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がないときは、その旨を含む。)」と、「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に掲げる扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。)」とあるのは「
 - (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に掲げる扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。)
 - (3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に掲げる場合を除く。)
 - (4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に掲げる場合を除く。)」と、同条第3項中「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定(扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)、扶養手当を受けている職員のうち扶

養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

(委任)

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

平成29年3月1日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第 8 号

白河市複合文化施設建設基金条例を廃止する条例

白河市複合文化施設建設基金条例（平成 17 年白河市条例第 65 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 29 年 3 月 31 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、廃止前の白河市複合文化施設建設基金条例に基づく基金に属していた現金その他の財産は、施行日において、白河市公共施設等整備基金条例（平成 26 年白河市条例第 5 号）に基づく基金に属するものとする。

平成 29 年 3 月 1 日提出

白河市長 鈴木 和 夫

白河市税条例等の一部を改正する条例

(白河市税条例の一部改正)

第1条 白河市税条例(平成17年白河市条例第72号)の一部を次のように改正する。

第36条の2第1項ただし書中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成41年度」を「平成43年度」に、「平成31年」を「平成33年」に改める。

(白河市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 白河市税条例等の一部を改正する条例(平成28年白河市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(白河市税条例の一部改正)」を付し、同条のうち、白河市税条例第18条の3の改正規定を削り、同条例第19条の改正規定中「(」、第53条の7、第67条」の次に「、第81条の6第1項」を加え、」を削り、同条第2号及び第3号の改正規定中「、「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改め」を削り、同条例第34条の4、第80条、第80条の2及び第81条の改正規定、同条の次に7条を加える改正規定、同条例第82条、第83条、第85条及び第87条から第91条までの改正規定並びに同条例附則第15条の次に5条を加える改正規定を削り、同条例附則第16条の改正規定を次のように改める。

附則第16条第1項中「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号アの項中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第2項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号アの項中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第3項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号アの項中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第4項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号アの項中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改める。

第1条の次に次の1条を加える。

第1条の2 白河市税条例の一部を次のように改正する。

第18条の3中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第19条中「）、第53条の7、第67条」の次に「、第81条の6第1項」を加え、同条第2号及び第3号中「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める。

第34条の4第1号中「100分の11.9」を「100分の8.2」に改め、同条第2号中「100分の11.1」を「100分の7.4」に改める。

第80条第1項及び第2項を次のように改める。

軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

第80条第3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「によって軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第1項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。

第80条の2を削る。

第81条を次のように改める。

(軽自動車税のみならず課税)

第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を三輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した三輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した三輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得した者が、当該三輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該三輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第81条の次に次の8条を加える。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第81条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用

に供するもので、救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。

(環境性能割の課税標準)

第81条の3 環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第81条の4 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第81条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第81条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 三輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第81条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第81条の8 市長は、公益のため直接専用する三輪以上の軽自動車又は第90条第1項各号に掲げる軽自動車等(三輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

(種別割の課税免除)

第81条の9 商品であって使用しない軽自動車等に対しては、種別割を課さない。

第82条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対し

て課する種別割の税率は」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

(ア) 二輪のもの(側車付のものを含む。) 年額3,600円

(イ) 三輪のもの 年額3,900円

(ウ) 四輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額6,900円

自家用 年額10,800円

b 貨物用のもの

営業用 年額3,800円

自家用 年額5,000円

(エ) 専ら雪上を走行するもの 年額3,600円

イ 小型特殊自動車

(ア) 農耕作業用のもの 年額2,400円

(イ) その他のもの 年額5,900円

第83条(見出しを含む。)及び第85条(見出しを含む。)中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第87条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第4項中「第80条第2項」を「第81条第1項」に改める。

第88条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第80条第2項」を「第81条第1項」に改める。

第89条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「ものと認める」を削り、「軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同条第2項及び第3項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第90条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「掲げる軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第1号中「のうち、市長が必要と認めるもの」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第3項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第89条第2項各号」を「前条第2項各号」に改め、同条第4項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第91条第2項中「第443条」を「第445条」に、「第80条の2」を「第81条の2」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第7項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

附則第15条の次に次の5条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規

定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第15条の3 市長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第15条の4 第81条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第15条の5 市は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第81条の4(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

附則第16条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第44条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ) a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ) b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第16条第2項から第4項までを削る。

附則第1条第1号中「の改正規定(次号に掲げる部分を除く。)」並びに同条例第43条を「、第43条」に、「第4項」を「第3項」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 第1条中白河市税条例附則第16条の改正規定及び附則第3条の2の規定 平成29年4月1日

附則第1条に次の1号を加える。

(4) 第1条の2及び第2条の規定並びに第3条中白河市税条例等の一部を改正する

条例（平成27年白河市条例第30号）附則第5条第7項の表第19条第3号の項の改正規定（「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分に限る。）並びに附則第2条の2及び第4条の規定 平成31年10月1日

附則第2条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(市民税に関する経過措置)」を付し、同条中第3項を削り、第4項を第3項とし、同条の次に次の1条を加える。

第2条の2 第1条の2の規定による改正後の白河市税条例（附則第4条において「31年新条例」という。）第34条の4の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

附則第4条の見出しを削り、同条第1項中「新条例」を「31年新条例」に、「附則第1条第2号」を「附則第1条第4号」に改め、同条第2項中「新条例」を「31年新条例」に、「平成29年度」を「平成32年度」に、「平成28年度分」を「平成31年度分」に改め、附則第3条の次に次の見出し及び1条を加える。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条の2 新条例附則第16条の規定は、平成29年度分の軽自動車税について適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中白河市税条例第36条の2第1項ただし書の改正規定は、平成29年4月1日から施行する。

平成29年3月1日提出

白河市長 鈴木和夫

白河市特定疾患患者見舞金支給条例の一部を改正する条例

白河市特定疾患患者見舞金支給条例（平成17年白河市条例第92号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

- (1) 特定疾患治療研究事業実施要綱（昭和48年厚生省衛発第242号）に規定する疾患に罹患した患者で、福島県から医療受給者証の交付を受けている者
- (2) 慢性じん疾患による人工透析患者で、特定疾病療養受療証又は白河市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成24年白河市規則第20号）第19条第1項に規定する医療受給者証の交付を受けている者
- (3) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項に規定する医療受給者証の交付を受けている者
- (4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第7項に規定する医療受給者証の交付を受けている者

第3条中「毎年4月1日現在」を「当該見舞金の申請をする日」に改める。

第4条中「年額3万円」を「年額1万円」に改める。

第5条中「毎年6月」を「当該見舞金の申請のあった日の属する月の翌月」に改める。

第6条中「5月末日までに」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
（見舞金に係る経過措置）
- 2 改正後の第4条の規定にかかわらず、平成29年度の見舞金については年額3万円とし、平成30年度の見舞金については年額2万円とする。

平成29年3月1日提出

白河市長 鈴木和夫

白河市鳥獣被害対策実施隊設置条例

(設置)

第1条 本市における鳥獣による農作物等の被害を防止するため、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、白河市鳥獣被害対策実施隊（以下「実施隊」という。）を設置する。

(職務)

第2条 実施隊は、法第4条第1項に規定する市が定める鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するための計画（以下「被害防止計画」という。）に基づく被害防止施策を適切に実施するほか、市長の指示を受け、農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣の捕獲等で住民の生命、身体又は財産に係る被害を防止するため緊急に行う必要があるものに従事する。

(実施隊員)

第3条 実施隊に白河市鳥獣被害対策実施隊員（以下「実施隊員」という。）を置く。

2 実施隊員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 市職員のうちから市長が指名する者

(2) 被害防止計画に基づく被害防止施策の実施に積極的に取り組むことが見込まれる者のうちから、市長が任命する者

3 前項第2号に掲げる実施隊員の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する特別職の非常勤の職員とする。

(任期)

第4条 実施隊員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(報酬等)

第5条 第3条第2項第2号に掲げる実施隊員の報酬及び費用弁償については、白河市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年白河市条例第39号）の定めるところによる。

(公務災害補償)

第6条 市は、第3条第2項第2号に掲げる実施隊員が職務による災害を受けた場合は、市町村議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和54年福島県市町村総合事務組合条例第16号）の定めるところにより補償を行う。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（白河市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 2 白河市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年白河市条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表中 「有害鳥獣捕獲隊員」 を 「鳥獣被害対策実施隊員」 に改める。

平成29年3月1日提出

白河市長 鈴木和夫

白河市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

白河市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成17年白河市条例第137号）の一部を次のように改正する。

第2条を削り、第3条を第2条とし、第4条を第3条とする。

第5条第4号中「第8条第1項第1号」を「第7条第1項第1号」に改め、同条第5号中「第8条第1項第2号」を「第7条第1項第2号」に改め、同条第12号イ（ウ）中「第8条第1項第6号ア」を「第7条第1項第6号ア」に改め、同条を第4条とする。

第6条中「第4条第1項」を「第3条第1項」に改め、同条を第5条とする。

第7条第1項中「第4条第2項」を「第3条第2項」に改め、同条第2項中「第4条第3項」を「第3条第3項」に改め、同条を第6条とする。

第8条第1項各号列記以外の部分中「第4条第1項」を「第3条第1項」に、「第6条」を「第5条」に改め、同項第7号ア中「第4条第1項の」を「第3条第1項の」に、「第6条」を「第5条」に、「第4条第1項第1号」を「第3条第1項第1号」に改め、同条第2項中「第4条第1項」を「第3条第1項」に、「第6条」を「第5条」に改め、同条を第7条とする。

第9条中「第4条第1項」を「第3条第1項」に改め、同条を第8条とする。

第10条第1項各号列記以外の部分中「第4条第1項」を「第3条第1項」に、「第6条」を「第5条」に改め、同項第1号中「第4条第1項」を「第3条第1項」に、「第6条」を「第5条」に改め、同項第2号中「第4条第1項」を「第3条第1項」に、「第6条」を「第5条」に改め、同項第3号中「第4条第1項」を「第3条第1項」に、「第6条」を「第5条」に改め、同項第4号中「第4条第1項」を「第3条第1項」に、「第6条」を「第5条」に改め、同条を第9条とする。

第11条を第10条とし、第12条を第11条とする。

第13条中「第10条第1項」を「第9条第1項」に、「第4条第1項各号」を「第3条第1項各号」に改め、同条を第12条とする。

第14条第1項第1号中「第4条第1項又は」を「第3条第1項又は」に、「第6条」を「第5条」に、「第4条第1項各号」を「第3条第1項各号」に改め、同項第2号中「第8条第2項」を「第7条第2項」に、「第4条第1項各号」を「第3条第1項各号」に改め、同条第2項中「第11条第1項」を「第10条第1項」に改め、同条を第13条とする。

第15条を第14条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成29年3月1日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第13号

白河市就学援助条例の一部を改正する条例

白河市就学援助条例(平成17年白河市条例第158号)の一部を次のように改正する。
第3条第1項に次の3号を加える。

- (10) クラブ活動費
- (11) 生徒会費
- (12) PTA会費

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

平成29年3月1日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第14号

白河市立小学校及び中学校特別支援教育就学奨励費交付条例の一部を改正する条例

白河市立小学校及び中学校特別支援教育就学奨励費交付条例（平成17年白河市条例第159号）の一部を次のように改正する。

第6条中第8号を第11号とし、第7号の次に次の3号を加える。

- (8) クラブ活動費
- (9) 生徒会費
- (10) PTA会費

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

平成29年3月1日提出

白河市長 鈴木和夫

白河市文化芸術振興条例

(目的)

第1条 この条例は、本市における文化芸術の振興に関する基本理念を定め、市の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって心豊かで潤いのある市民生活及び活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う市民等の自主性及び創造性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、市民等が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

3 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を担う人材が育成されるとともに、文化芸術活動の促進が図られなければならない。

4 文化芸術の振興に当たっては、過去から培われてきた本市の文化芸術が市民の財産として保護され、継承されるとともに、将来においてもその活用及び発展が図られなければならない。

5 文化芸術の振興に当たっては、市民一人ひとりの価値観が尊重されることにより、多様な文化芸術の発展が図られなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術の振興を図るための施策の体系を明らかにするとともに、その施策を総合的かつ計画的に推進し、市民の自主的かつ主体的な文化芸術活動の促進及びこれらの活動の支援に努めるものとする。

2 市は、将来にわたって市民が文化芸術を創造し、享受し、発展させることができるよう、市民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるよう努めるものとする。

3 市は、文化芸術振興施策を総合的に推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、文化芸術活動を担う主体として、基本理念にのっとり、様々な文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する活動を通じて文化芸術の振興に努めるものとする。

2 市民は、多様な文化芸術を理解し、尊重するとともに、相互に交流を深めるよう努めるものとする。

(文化芸術活動を行う団体の役割)

第5条 文化芸術活動を行う団体は、地域社会を構成する一員として、基本理念にのっとり、自主的な文化芸術活動を行うとともに市民の文化芸術活動の支援に努めるものとする。

る。

(基本計画の策定)

第6条 市長は、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、文化芸術の振興に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は、文化芸術の振興に関する基本的な方向性その他必要な事項について定めるものとする。

3 市長は、基本計画の策定に当たっては、市民の意見を反映することができるように適切な措置を講ずるものとする。

4 市長は、基本計画を策定したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成29年3月1日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第16号

白河市水道事業給水条例の一部を改正する条例

白河市水道事業給水条例（平成17年白河市条例第185号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第27条関係）

区分		基本料金（1月につき）	水量料金
メーター の口径	13ミリメートル	529.20円	1立方メートルから10立方メートルまで
	20ミリメートル	1,425.60円	1立方メートルにつき66.96円
	25ミリメートル	2,322.00円	11立方メートルから20立方メートルまで
	30ミリメートル	3,650.40円	1立方メートルにつき110.16円
	40ミリメートル	7,117.20円	20立方メートルを超えるもの
	50ミリメートル	10,540.80円	1立方メートルにつき208.44円
	75ミリメートル	26,395.20円	
	100ミリメートル	45,846.00円	
	125ミリメートル	67,500.00円	
臨時用			1立方メートルにつき356.40円
消火栓目的外使用の場合			1栓10分間につき2,462.40円
公衆浴場に水道を使用する場合			1立方メートルから200立方メートルまで 1立方メートルにつき36.72円 200立方メートルを超えるもの 1立方メートルにつき55.08円

備考

- 1 料金は、基本料金と水量料金との合計額とする。
- 2 前項の規定に基づき算定される額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 この表において「公衆浴場」とは、物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条及び公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令

第38号)第2条の規定により福島県知事が指定する公衆浴場入浴料金の統制額の適用を受ける公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第1条第1項に規定する公衆浴場をいう。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年10月1日から施行する。

(料金に係る経過措置)

2 改正後の白河市水道事業給水条例(以下「改正後の条例」という。)別表第1の規定は、平成29年10月使用分以後の料金から適用し、同年9月使用分以前の料金については、なお従前の例による。

3 改正後の条例別表第1及び前項の規定にかかわらず、白河市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例(平成17年白河市条例第183号)別表第2の表中2の款の給水区域に係る平成29年10月使用分から平成32年9月使用分までの料金は、次のとおりとする。この場合において、料金に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

期間	料金
平成29年10月使用分から平成30年9月使用分まで	改正後の条例別表第1の規定による料金(以下「改正後料金」という。)から間差額(改正後料金からこの条例による改正前の白河市水道事業給水条例別表第1の2の表の規定による料金を減じて得た額をいう。以下同じ。)に4分の3を乗じて得た額を控除した額
平成30年10月使用分から平成31年9月使用分まで	改正後料金から間差額に4分の2を乗じて得た額を控除した額
平成31年10月使用分から平成32年9月使用分まで	改正後料金から間差額に4分の1を乗じて得た額を控除した額

平成29年3月1日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第17号

東村立小野田小学校児童増加促進対策住宅地の貸付け及び
譲渡に関する条例を廃止する条例

東村立小野田小学校児童増加促進対策住宅地の貸付け及び譲渡に関する条例（平成17年東村条例第13号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成29年3月1日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第18号

小峰城跡（本丸西面）ほか石垣復旧工事請負契約の一部変更について

平成27年6月19日市議会の議決を受けた議案第86号小峰城跡（本丸西面）ほか石垣復旧工事請負契約についての一部を次のように変更する。

契約金額中「1,194,480,000円」を「1,390,071,240円」に変更する。

平成29年3月1日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第19号

小峰城跡（本丸西面）第2期ほか石垣復旧工事請負契約の
一部変更について

平成28年6月29日市議会の議決を受けた議案第109号小峰城跡（本丸西面）第2期ほか石垣復旧工事請負契約についての一部を次のように変更する。

工期中「平成29年3月28日」を「平成30年1月31日」に変更する。

平成29年3月1日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第20号

白河市民会館等解体工事請負契約の一部変更について

平成28年11月7日市議会の議決を受けた議案第135号白河市民会館等解体工事請負契約についての一部を次のように変更する。

工期中「平成29年3月31日」を「平成29年6月30日」に変更する。

平成29年3月1日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第21号

釜子小学校建設事業校舎建設建築工事請負契約の一部変更
について

平成27年9月25日市議会の議決を受けた議案第99号釜子小学校建設事業校舎建設建築工事請負契約についての一部を次のように変更する。

契約金額中「421,200,000円」を「417,599,280円」に変更する。

平成29年3月1日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第22号

不動産の処分について

市は、次のとおり不動産を処分する。

1 目的

太陽光発電事業用地に供するため

2 処分する不動産の表示

(1) 所在

白河市萱根足洗場及び小田川広谷地地内

(2) 種別(地目) 地 積

土地(山林) 128,095平方メートル

3 処分の方法

売払い

4 処分の予定価格

55,200,000円

5 処分の相手方

東京都港区六本木六丁目10番1号六本木ヒルズ森タワー

合同会社播磨ソーラー

代表社員 一般社団法人霞町プロパティ

職務執行者 赤津忠祐

平成29年3月1日提出

白河市長 鈴木和夫

権利の放棄及び和解について

次のとおり権利を放棄するとともに、これに伴う和解をするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号及び第12号の規定により、議会の議決を求める。

1 放棄する権利の内容

福島地方裁判所白河支部平成17年（ワ）第86号建物収去土地明渡等請求事件及び仙台高等裁判所平成18年（ネ）第549号建物収去土地明渡等請求控訴事件の判決（平成19年4月5日確定。以下「判決」という。）で認容された建物収去土地明渡請求権及び賃料相当損害金請求権

2 和解の内容

第1条 [REDACTED]（以下「乙」という。）は白河市（以下「甲」という。）に対し、別紙物件目録1及び2記載の建物（以下「乙所有建物」という。）及び別紙物件目録3、4、5、6各記載の土地を無償で譲渡する。

第2条 甲は乙に対し、現在乙が甲に対して有する乙所有建物収去義務及び土地明渡済みまで年15万円の割合による金員の支払い義務を免除する。

第3条 乙は甲に対し、乙所有建物及び別紙物件目録3、4、5、6各記載の土地、更にこれらの土地上に存する建物一切について、甲の議会の議決があった場合には本日付贈与を原因として所有権移転登記義務があることを認め、本日、所有権移転登記に必要な書類の交付をする。

第4条 乙は甲に対し、甲の議会における本和解の議決日以降、乙所有建物及び別紙物件目録3、4、5、6各記載の土地上に存する建物一切、更にこれらの建物内や無償譲渡する土地上に存する車、動産一切について、甲が自由に処分することを認め、乙はこれに対して何ら異議を述べないものとする。

第5条 本和解は甲の議会の議決があった場合にその効力を生ずるものとする。

3 放棄する権利及び和解の相手方

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

4 権利の放棄及び和解の理由

相手方は判決に係る義務を履行する能力がないことから、本市において土地及び家屋を適正に管理するため

平成29年3月1日提出

白河市長 鈴木和夫

別紙

物 件 目 録

- 1 所 在 福島県白河市大信中新城字愛宕山5番地3、6番地2
 (現況 同所108番地1、109番地1、109番地2、109番地4)
- 家屋番号 5番3の2
- 種 類 工場
- 構 造 鉄骨造スレート葺平家建
- 床面積 945㎡
- 符号1 種 類 倉庫
 構 造 鉄骨造スレート葺平家建
 床面積 360㎡
- 符号2 種 類 変電所
 構 造 鉄骨造スレート葺平家建
 床面積 34.11㎡
- 符号3 種 類 便所
 構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
 床面積 11.59㎡
- 未登記附属建物 種 類 危険物貯蔵庫
 構 造 コンクリートブロック造波スレート葺平家建
 床面積 約4.8㎡
- 2 所 在 福島県白河市大信中新城字愛宕山5番地3、5番地5、6番地2
 (現況 同所108番地1)
- 家屋番号 5番3
- 種 類 工場
- 構 造 木造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺平家建
- 床面積 1,164.64㎡
 (現況 約1,211.64㎡)
- 未登記附属建物① 種 類 作業所
 構 造 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板瓦棒葺平家建
 床面積 約19㎡
- ② 種 類 守衛所
 構 造 木造波トタン葺平家建
 床面積 約3.2㎡
- ③ 種 類 浴室
 構 造 木造亜鉛メッキ鋼板瓦棒葺平家建
 床面積 約17㎡

3	所 地 地 地	在 番 目 籍	福島県白河市大信中新城字愛宕山 109番1 宅地 1,003.36㎡
4	所 地 地 地	在 番 目 籍	同所 109番2 宅地 280.00㎡
5	所 地 地 地	在 番 目 籍	同所 109番3 宅地 430.00㎡
6	所 地 地 地	在 番 目 籍	同所 109番4 宅地 311.56㎡

小田川市民センターの指定管理者の指定について

公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1 管理を行わせる施設

名称	位置
小田川市民センター	白河市泉田大久保88番地

2 指定管理者

所在地

白河市泉田大久保88番地

団体名及び代表者名

小田川市民センター利用者協議会

会長 星 嘉 一

3 指定期間

平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

平成29年3月1日提出

白河市長 鈴木 和 夫

議案第26号

白河市表郷クリニックの指定管理者の指定について

公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1 管理を行わせる施設

名称	位置
白河市表郷クリニック	白河市表郷金山字長者久保2番地5

2 指定管理者

所在地

白河市六反山10番地の1

団体名及び代表者名

医療法人社団恵周会白河病院

理事長 本田 恒雄

3 指定期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

平成29年3月1日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第27号

東直売所「ふれあいの里」の指定管理者の指定について

公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1 管理を行わせる施設

名称	位置
東直売所「ふれあいの里」	白河市東釜子字枇杷山66番地

2 指定管理者

所在地

白河市東釜子字枇杷山66番地

団体名及び代表者名

東産直の会企業組合

代表理事 吉田洋

3 指定期間

平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

平成29年3月1日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第28号

産業プラザの指定管理者の指定について

公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1 管理を行わせる施設

名称	位置
産業支援センター	白河市道場小路96番地5
人材育成センター	白河市中田140番地

2 指定管理者

所在地

白河市道場小路96番地5

団体名及び代表者名

一般社団法人産業サポート白河

代表理事 加藤和明

3 指定期間

平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

平成29年3月1日提出

白河市長 鈴木和夫

聖ヶ岩ふるさとの森の指定管理者の指定について

公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1. 管理を行わせる施設

名称	位置
聖ヶ岩ふるさとの森	白河市大信隈戸地内 国有林57及び59林班地内

2. 指定管理者

所在地

白河市大信隈戸字仙久内屋敷15番地

団体名及び代表者名

聖ヶ岩ふるさとの森を守る会

会長 満山和郎

3. 指定期間

平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

平成29年3月1日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第30号

白河市白河ゴルフ倶楽部の指定管理者の指定について

公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1 管理を行わせる施設

名称	位置
白河市白河ゴルフ倶楽部	白河市大信隈戸字午房沢地内

2 指定管理者

所在地

白河市大信隈戸字午房沢1番地14

団体名及び代表者名

NPO法人白河ゴルフ倶楽部

理事長 鈴木和美

3 指定期間

平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

平成29年3月1日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第31号

きつねうち温泉健康館及び白河市東交流宿泊館の指定管理者の指定について

公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1 管理を行わせる施設

名称	位置
きつねうち温泉健康館	白河市東釜子字狐内47番地
白河市東交流宿泊館	

2 指定管理者

所在地

白河市東釜子字狐内47番地

団体名及び代表者名

株式会社ひがし振興公社

代表取締役 圓谷光昭

3 指定期間

平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

平成29年3月1日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第 3 2 号

南湖公園翠楽苑の指定管理者の指定について

公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

1 管理を行わせる施設

名称	位置
南湖公園翠楽苑	白河市五郎窪山 4 5 番地 1

2 指定管理者

所在地

白河市郭内 1 番地 2

団体名及び代表者名

公益財団法人白河観光物産協会

理事長 和 知 繁 藏

3 指定期間

平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 3 2 年 3 月 3 1 日まで

平成 2 9 年 3 月 1 日提出

白河市長 鈴木 和 夫

白河市武道館の指定管理者の指定について

公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

1 管理を行わせる施設

名称	位置
白河市武道館	白河市向新蔵 1 2 5 番地 2

2 指定管理者

所在地

白河市向新蔵 1 2 5 番地 2

団体名及び代表者名

白河市武道館利用者協議会

会長 吾妻重照

3 指定期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

平成 29 年 3 月 1 日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第34号

白河市市民体育館の指定管理者の指定について

公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

管理を行わせる施設		指定管理者	指定期間
名称	白河第一市民体育館	白河市追廻70番地1 スポーツクラブ仲間 会長 芝 澤 昌 子	平成29年4月1 日から平成32年 3月31日まで
位置	白河市追廻70番地1		
名称	白河第二市民体育館	白河市立石山3番地 21' スポーツクラブinし らかわ 会長 渡 部 冬 子	平成29年4月1 日から平成32年 3月31日まで
位置	白河市立石山3番地		
名称	白河第三市民体育館	白河市明戸102番地1 あけどスポーツクラブ 会長 中 島 功	平成29年4月1 日から平成32年 3月31日まで
位置	白河市明戸102番地1		
名称	関辺市民体育館	白河市関辺松並32番地1 関山スポーツクラブ 会長 矢 内 一 男	平成29年4月1 日から平成32年 3月31日まで
位置	白河市関辺松並32番地1		
名称	大沼市民体育館	白河市久田野城内32番地 大沼ふれあいスポーツクラ ブ 会長 金 澤 重 博	平成29年4月1 日から平成32年 3月31日まで
位置	白河市久田野城内32番地		

平成29年3月1日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第35号

市道路線の認定について

市道の路線を次のように認定する。

1 認定する路線

整理番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
2274	新石阿弥陀線	白河市白坂新石阿弥陀28番地3	
		白河市白坂新石阿弥陀30番地7	
2275	白坂一里段線	白河市白坂一里段6番地300	
		白河市白坂一里段6番地289	
3219	大鹿島前1号線	白河市大鹿島前121番地4	
		白河市大鹿島前121番地12	

平成29年3月1日提出

白河市長 鈴木和夫

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

専決第9号 損害賠償について

平成29年3月1日提出

白河市長 鈴木和夫

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

専決第10号 損害賠償について

平成29年3月1日提出

白河市長 鈴木和夫

